

記 者 発 表 （ 資 料 配 付 ）			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当班名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
12／16 (火)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認

姫路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

記

1 農場の概要

農場所在地：姫路市

飼養状況：採卵鶏 約 24 万羽

2 経過

- (1) 12 月 15 日 9 時頃、当該農場から死亡鶏が増えている旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日 11 時、当該農場で簡易検査をしたところ陽性（死亡鶏 8 羽中 8 羽、生きた鶏 2 羽中 0 羽、合計 10 羽中 8 羽）を確認
- (3) その後、遺伝子検査で H5 亜型陽性と判明したため、16 日 9 時に高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と確定、9 時から殺処分を開始
- (4) 今後、農研機構動物衛生研究部門において遺伝子型を解析予定

3 県の初動対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」、「同中播磨地方本部」「同東播磨地方本部」「同北播磨地方本部」の設置（16 日 9 時設置）
- (2) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の自粛要請（完了済み）
- (3) 当該農場の緊急消毒（完了済み）
- (4) 制限区域内家きん飼養施設の異常の有無を姫路家畜保健衛生所が緊急調査（完了済み、異常なし）
- (5) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品の処理

(6) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん飼養施設数	飼養羽数
移動制限区域（半径 3 km 以内）	2 戸	27, 443 羽
搬出制限区域（半径 10km 以内）	28 戸	805, 374 羽

(7) 消毒ポイントの設置（4 箇所、別紙※参照）

4 発生予防対策の徹底

- (1) 各家畜保健衛生所を通じて全ての家きん飼養施設に対し、①異常家きん発生時の早期通報、②家きん舎のチェック等飼養管理、③消毒など、最大限の防疫対策の徹底。あわせて、関係団体（県養鶏協会、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、県配合飼料価格安定基金協会等）に情報提供
- (2) 家きん飼養施設からの防疫対策や経営対策等の相談窓口を設置
 - ・ 中播磨県民センター 総合相談担当 TEL 079-281-9325
 - 開設日時：月から金（祝祭日除く） 9 時 00 分～17 時 00 分

記 者 発 表 (資料配付)			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当班名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／9 (金)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の解除について(1 例目)

1 月 12 日をもって、発生農場の防疫措置が完了した 12 月 21 日(日)から 21 日が経過することから、移動制限区域内で新たな発生がなければ、下記のとおり、移動制限区域(半径 3km 以内)を解除することとします。

1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内の家きん飼育施設：2 戸
- (2) 解除時期：1 月 12 日(月) 0 時 (11 日(日)24 時)

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを廃止します。

3 防疫措置の経過

- (1) 鶏の殺処分完了：12 月 20 日(土) 23 時終了
- (2) 防疫措置完了(汚染物品の処理、鶏舎等の消毒)：12 月 21 日(日) 20 時終了
- (3) 殺処分鶏の焼却：12 月 30 日(火) 13 時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：1 月 1 日(木)12 時(発生農場の防疫措置完了後 10 日)

記者発表（資料配付）			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当班名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／8 (木)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（２事例目）

姫路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

記

1 農場の概要

農場所在地：姫路市

飼養状況：採卵鶏 約 15.5 万羽

2 経過

- (1) 1月7日10時30分頃、当該農場から死亡鶏が増えている旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日12時、当該農場で簡易検査をしたところ陽性（死亡鶏8羽中8羽、生きた鶏2羽中2羽、合計10羽中10羽）を確認
- (3) その後、遺伝子検査でH5亜型陽性と判明したため、8日9時に高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と確定、9時から殺処分を開始
- (4) 今後、農研機構動物衛生研究部門において遺伝子型を解析予定

3 県の初動対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」及び「同中播磨地方本部」は設置中、「同東播磨地方本部」及び「同北播磨地方本部」の設置（8日9時設置）
- (2) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の自粛要請（完了済み）
- (3) 当該農場の緊急消毒（完了済み）
- (4) 制限区域内家きん飼養施設の異常の有無を姫路家畜保健衛生所が緊急調査（完了済み、異常なし）
- (5) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品の処理

(6) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん飼養施設数	飼養羽数
移動制限区域（半径 3 km 以内）	0 戸	0 羽
搬出制限区域（半径 10km 以内）	30 戸	607,022 羽

(7) 消毒ポイントの設置（5 箇所、別紙※参照）

4 発生予防対策の徹底

- (1) 各家畜保健衛生所を通じて全ての家きん飼養施設に対し、①異常家きん発生時の早期通報、②家きん舎のチェック等飼養管理、③消毒など、最大限の防疫対策の徹底。あわせて、関係団体（県養鶏協会、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、県配合飼料価格安定基金協会等）に情報提供
- (2) 家きん飼養施設からの防疫対策や経営対策等の相談窓口を継続
 - ・中播磨県民センター 総合相談担当 TEL 079-281-9325
 - 開設日時：月から金（祝祭日除く） 9 時 00 分～17 時 00 分

記 者 発 表 (資料配付)			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当部課名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／30 (金)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局	078-362-9306 (内線 79639) 078-362-3451 (内線 74435)	総括班長 陰山 暁介 (班長代理 藤原 毅司) 対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の
解除について (2 例目)

2月2日をもって、発生農場の防疫措置が完了した1月11日(日)から21日が経過することから、下記のとおり、移動制限区域(半径3km以内)を解除することとし、あわせて消毒ポイントの廃止、相談窓口の閉鎖など、今回の発生に伴うすべての防疫対応を終了します。

これに伴い、現在設置されている「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」を廃止するとともに、近隣府県での高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、引き続き「兵庫県鳥インフルエンザ警戒本部」を設置します。

記

1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内の家きん飼育施設：なし
- (2) 解除時期：2月2日(月) 0時 (1日(日)24時)

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを廃止します。

3 総合相談窓口の閉鎖

- (1) 窓 口：中播磨県民センター 総合相談窓口
- (2) 開 設 日：12月16日(火)(1例目から継続)
- (3) 相談実績：県民相談5件

4 防疫措置の経過

- (1) 鶏の殺処分完了：1月11日(日) 4時終了
- (2) 防疫措置完了(汚染物品の処理、鶏舎等の消毒)：1月11日(日) 12時終了
- (3) 殺処分鶏の焼却：1月26日(月) 8時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：1月22日(木)13時(発生農場の防疫措置完了後10日)

5 県体制の移行

- (1) 日 時：2月2日(月) 0時 (1日(日)24時)
- (2) 内 容：鳥インフルエンザ対策本部を廃止し、鳥インフルエンザ警戒本部を設置